

除外規定が設けられています。この除外規定に該当する民生用途かどうかは、キャッチオール規制  
 通達にある「**明らかガイドライン**」で判断します。

**輸出令別表第3（ホワイト国）以外向け輸出（提供）の場合**

=①輸出令別表第1（外為令別表）の16の項に該当する貨物（技術）

+②客観要件（用途要件・需要者要件）or インフォーム要件（経済産業大臣からの通知）

例：中東のA国から、「サリンを作りたい」とリスト規制に該当しないバルブ100セットの注文を  
 受けた。（用途要件該当）

例：輸出先の信用調査情報に、過去に核開発に関わったと記載されているアフリカの企業Bから、  
 リスト規制に該当しない遠心分離器200本の注文を受けたが、用途の説明を拒む。（需要者要件  
 該当）

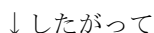
例：外国ユーザーリスト掲載企業のTV工場から、TV用として、リスト規制非該当の明らかにT  
 Vチューナー専用IC500個の注文をメールで受けた。

外国ユーザーリスト掲載企業=需要者要件の1つ



「明らかガイドライン」により、TVチューナー専用IC用で民生用途が

明らかということがメールで確認できた



**需要者要件には該当しない。**



許可申請不要

(参考)

外為令別表 16の項	貨物等省令第28条
関税定率法（明治43年法律第五十四号）別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの（1から15までの項の中欄に掲げるものを除く。）	外為令別表の16の項の経済産業省令で定める技術は、専ら関税定率法（明治43年法律第五十四号）別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術とする。